亀山市告示第54号

亀山市1か月児健康診査費助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市1か月児健康診査費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、1か月児健康診査を受診した者の保護者に対し、当該受診に要した費用の一部を助成することにより、当該受診した者の健康管理の充実及び保護者の経済的負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「1か月児健康診査」とは、疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期に健康診査を実施し、疾病及び異常を早期発見し、適切な指導を行い、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、保護者への育児に関する助言を行うことで、乳児の健康の保持及び増進を図る観点から、おおむね生後27日を超え生後6週に達しない者に対して実施する健康診査をいう。

(助成金の名称)

第3条 この告示により交付する助成金は、1か月児健康診査費助成金(以下「助成金」という。)という。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、医療機関において1か月児健康診査を受診した者(市内に住所を有する者に限る。)の保護者であって、当該1か月児健康診査を 受診した日において市内に住所を有するものとする。

(1か月児健康診査の内容)

- 第5条 助成の対象となる1か月児健康診査の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 問診
 - (2) 次の事項に係る診察
 - ア 身体発育状況
 - イ 栄養状態

- ウ 疾病及び異常の有無
- エ 新生児聴覚検査及び先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- オ ビタミンK2投与の実施状況の確認
- カ その他育児上問題となる事項

(助成金の額及び交付回数)

- 第6条 助成金の額は、1か月児健康診査に要した費用の額(その額が4,000円を 超えるときは、4,000円)とする。
- 2 助成金の交付回数は、1か月児健康診査を受診した者1人につき、1回とする。 (助成金の交付請求)
- 第7条 助成金の交付を受けようとする者は、亀山市1か月児健康診査費助成金交付請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、1か月児健康診査を受診した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 亀山市1か月児健康診査領収書(様式第2号)又は1か月児健康診査を受けた医療機関が発行する領収書その他の当該1か月児健康診査に係る支払額が確認できる 書類
 - (2) 市が指定する1か月児健康診査結果票(助成金の交付)
- 第8条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を受けようとする者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は令和8年3月31日限り、その効力を失う。

亀山市1か月児健康診査費助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長 様

請求者(保護者) 〒 519 - 住 所 亀山市 フリガナ 氏 名 ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。 電話番号 ()

下記のとおり、1か月児健康診査を受診したので、助成金を交付されたく、1か月児健康診査領収書等を添えて請求します。なお、受診者及び保護者の確認のため住民基本台帳を確認することに同意します。

1	請求額]	Д	1
1	1月71/11只		_	J

2 受診者氏名等

	受診者氏名	生年月日			健診受診日			健診料金	医療機関の名称
Ī		年	月	日	年	月	日	円	

3 振込先

			銀 行 農 協 金 庫	支店 支所
振込	普通 •	当座	口座番号	
先	フリガナ			
	口座名義人			

添付書類

- 1 1 か月児健康診査領収書(様式第2号)又は1か月児健康診査を受けた医療機関が発 行する領収書その他の当該健康診査に係る支払額が確認できる書類
- 2 市が指定する1か月児健康診査結果票

亀山市1か月児健康診査領収書

年 月 日

(保護者)

様

下記のとおり、1か月児健康診査を実施し、その費用を領収したことを証明します。

記

受	診	者	氏	名	
受		診		日	年 月 日
受	診		料	金	円
	医療核	後関の)名称		
	住 月	沂			
	病院名	Ż			
	担当图	医師名	<u></u>		
					※本人が署名しない場合は、記名押印してください。